

会 議 録

令和 6 年度 第 1 回和光市介護保険運営協議会

開催年月日・召集時刻

令和 6 年 8 月 5 日(月)午後 1 時 30 分

開催場所

和光市旧保健センター2階 会議室 1・2

開催時刻

午後 1 時 30 分

閉会時刻

午後 3 時 00 分

出席委員

事務局

菅野 隆

健康部部长

鈴木 正敏

斎藤 幸子

山口 はるみ

健康部次長兼長寿あんしん課課長

岩崎 郁人

梅津 俊之

熊谷 和恵

長寿あんしん課主幹兼課長補佐

安田 芳子

川口 暢

八木沢 直子

長寿あんしん課課長補佐

清水 孝悦

石井 ゆり奈

宮永 美都

長寿あんしん課長寿支援担当統括主査

茂野 洋之

酒巻 智和

松根 洋右

長寿あんしん課介護保険担当統括主査

渡久地 勢子

島津 結実

長寿あんしん課介護保険担当主任

古屋 直子

長寿あんしん課地域支援事業担当保健師

柏 諭実

欠 席 委 員	
深野 正美	
森田 圭子	
木暮 晃治	
備 考	傍聴者 なし
会議録作成者氏名	石井 ゆり奈

会 議 内 容	
梅津次長	<p>本日は、ご多用の中、令和 6 年度 第 1 回和光市介護保険運営協議会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます健康部次長の梅津でございます。</p> <p><資料の確認></p> <p>1 開 会</p> <p>開会にあたりまして、健康部長 斎藤より、ご挨拶を申し上げます。</p>
斎藤部長	<p>皆様、こんにちは。健康部長の斎藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本来でしたら市長が挨拶をするところですが、本日は公務のため、私が代理と</p>

梅津次長	<p>して挨拶させていただきます。</p> <p>本日はご多用の中、また大変暑い中、令和6年度第1回介護保険運営協議会にお集まりいただき、心から感謝申し上げます。</p> <p>本日は、令和5年度の決算や令和6年度補正予算など、5点の諮問事項についてご審議いただきます。</p> <p>令和6年度は、第9期介護保険事業計画の1年目となります。各委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただき、和光市の介護保険の更なる向上へとつなげていければと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。</p> <p><事務局職員の紹介></p> <p>2 諮 問</p> <p>運営協議会に対しまして、市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきですが、公務のため斎藤健康部長が代理で行わせていただきます。</p>
斎藤部長	<p><諮問書の交付></p>
梅津次長	<p>介護保険運営協議会につきましては、和光市市民参加条例第12条第4項の規定により、原則公開となっております。また、会議後には議事録を作成し、公開いたします。その際、記録については要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録といたしますので、ご了承ください。なお、会議録作成のため録音を行っておりますが、作成後に消去いたし</p>

菅野会長	<p>ます。それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。</p> <p>3 議 事</p> <p>ただいまから令和 6 年度 1 回和光市介護保険運営協議会を開会します。本日の会議は、15 時 15 分までを予定しておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いします。それでは、会議の開催に当たり、委員定数について事務局の確認をお願いします。</p>
梅津次長	<p>本協議会は、15 名の方が委員であり、その過半数である 8 名の出席が会議の成立要件となります。本日過半数以上の 12 名出席ですので、会議は成立いたします。</p>
菅野会長	<p>ありがとうございます。それでは議事に入りますが、はじめに議事録署名人の指名をさせていただきます。八木沢委員、岩崎委員のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に沿って進めます。本日は、諮問事項が 5 つ、報告事項が 1 つとなります。諮問事項 1 について、事務局から説明をお願いします。</p>
島津統括主査	<p>【諮問事項 1】</p> <p>令和 5 年度和光市介護保険事業の決算等について、説明させていただきます。</p> <p>資料 1-1「令和 5 年度埼玉県和光市介護保険特別会計決算」の 2 ページは、令和 5 年度の介護保険特別会計の科目ごとの収支状況の一覧です。表の左側が歳入、右側が歳出となっております。介護保険事業は、40 歳以上の方が納付する</p>

介護保険料と、国・県・市がそれぞれの負担割合に応じ拠出した負担金を財源として実施しております。

表の合計欄、令和5年度の決算額は、歳入が46億8,551万3,316円、歳出が45億1,821万9,539円となりました。歳入から歳出を引いた差額の、1億6,729万3,777円を翌年度へ繰り越しました。

資料3ページの表は、先ほどの決算の一覧を科目別にまとめたものです。左側の歳入の表について、介護保険料、国、県、支払基金の負担分、また繰入金とある市の負担分が、介護保険事業の主な財源となっております。科目ごとに説明いたします。

65歳以上の方が納付する介護保険料は、歳入全体の約23.633%を占め、約11億732万4千円、国の負担は、項目によって交付金・負担金が異なりますが、約19.865%で約9億3,076万4千円、支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分となりますが、約23.468%で約10億9,959万1千円、県の負担分が、約13.428%で約6億2,917万4千円となりました。

財産収入は、介護給付費準備基金等の運用利子で、約3万9千円となりました。

繰入金は、市の一般会計から介護保険制度における市の負担分及び事務に係る費用等と、介護給付費準備基金からとして、歳入の約17.036%、合わせて7億9,823万9千円繰り入れました。

繰越金は、前々年度（令和4年度）の歳計剰余金で、約2.566%、約1億2,021万5千円となりました。

諸収入は、保険料延滞金約11万3千円その他、権利擁護事業市長申立て費用返還金や会計年度任用職員雇用保険料など合わせて、約16万7千円でした。

以上が歳入の内訳となります。

右側の歳出の表、保険給付費が歳出全体の約 85.705%を占めています。総務費は、約 4,786 万 2 千円で賦課徴収や介護認定審査会等に係る費用になります。歳出全体の約 85.705%を占める保険給付費は約 38 億 7,231 万 9 千円となります。

財政安定化基金拠出金はございません。財政安定化基金とは、給付費の増大や保険料の未納等により、支出に対し収入が不足する場合に交付や貸付が受けられるものです。国・県・市町村がそれぞれ 1/3 ずつ負担するようになっています。

市独自で実施している市町村特別給付費は、約 6,987 万円でした。こちらは、紙おむつ、送迎サービス、食の自立・栄養改善サービスなどがあります。

地域支援事業費は、歳出全体の約 7.92%を占め、約 3 億 5,782 万 8 千円でした。地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費とに分かれています。包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営委託や権利擁護事業、認知症初期集中支援事業、地域ケア会議事業などがあります。

利用者負担額軽減制度事業費は、約 48 万 9 千円で社会福祉法人等が行う介護保険サービスの利用に係る利用者負担の軽減措置について、その一部を市が助成する費用です。

保健福祉事業費は、主に極楽湯やお風呂の王様などの健康増進入浴助成事業や、ニーズ調査などの実施に係る費用で、約 1,351 万 8 千円でした。

基金への積立金は、9,887 万 2,000 円となります。諸支出金は、一般会計への繰出金や介護保険料還付金、国や県への返還金等合わせて約 5,746 万 2 千円となりました。

4 ページは、介護給付費準備基金の積立状況となります。令和 4 年度末時点の基金保有額は 2 億 4,091 万 2 千円でしたが、令和 5 年度中に合計 9,887 万 2 千円を積み立て、1 億 1,175 万 4 千円を取り崩しましたので、令和 5 年度末時点の保有額は 2 億 2,803 万円となっております。

資料 1-2「令和 5 年度介護保険特別会計決算資料（令和 4 年度との比較）」1 ページの「1. 介護保険特別会計決算の状況」ですが、こちらは決算状況について前年度との比較をしたものです。決算状況は、予算現額、歳入、歳出ともに増加しております。歳入の総額から歳出の総額を差し引いた形式的な収支は、令和 5 年度は前年度に比べて増加しておりますが、こちらに前年度からの繰越金、基金からの繰入金、その他一般会計繰入金を差し引き、基金への積立金を足し合わせた実質的な収支で見ますと、令和 5 年度は前年度に比べて減少しています。

2 ページ、「2. 第 1 号被保険者の状況」の 65 歳以上の第 1 号被保険者の数は、令和 4 年度末で 15,261 人、令和 5 年度末では 15,402 人、伸び率は 0.92%と僅かな増加傾向となっておりますが、内訳で見ますと、65 歳から 74 歳の高齢者数が減少しているのに対し、75 歳以上の高齢者数の増加が大きいことが分かります。

「3. 第 1 号被保険者の要介護認定の状況」の要介護認定者数は、令和 4 年度末で 1,913 人、令和 5 年度末で 2,054 人と、141 人、7.37%の増加となっております。要介護度別で見ますと、要支援 1・2 と、要介護 5 の増加が大きいことが分かります。75 歳以上の高齢者の増加が、認定者数の増加につながっていることが考えられます。

3 ページは、介護保険特別会計の歳出全体の約 85.705%を占める保険給付費の

推移をサービス種類ごとに示しています。保険給付費の支出額は、令和5年度は前年度に比べ6.78%増加しています。給付費は、介護給付費と予防給付費に別れ、さらに居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスに分かれています。

審査支払手数料とは、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払は国民健康保険団体連合会へ委託していますが、それにかかる手数料のことです。高額介護等サービス費は、医療保険の高額療養費にあたるもので、介護サービスの自己負担分が高額になったとき、上限額を超えた分が返還される制度です。

特定入所者介護サービス費は、介護保険施設等で施設サービスや短期入所サービスの利用料のうち居住費・食費について軽減措置が受けられる制度です。これらも保険給付費となります。

4 ページは、介護保険特別会計の歳入の約23.633%を占める65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の賦課・収納状況です。

「納付方法ごとの人数・割合」について、介護保険料の納め方は、年金から天引きされる特別徴収と、自主納付の普通徴収の2つの方法があります。普通徴収は、さらに口座振替と納付書での支払いに分かれます。令和5年度は前年度に比べ、特別徴収の割合がわずかに減少しております。

4 ページ「収納状況」について、特別徴収は滞納が発生しないため、収納率は100%となります。普通徴収においては、令和5年度の収納率は95.16%で、前年度の94.95%に比べ、0.21ポイント増加しております。しかし、特別徴収の割合が減ったため、特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率で見ますと、令和5年度は99.35%で、前年度の99.36%と比べてほぼ横ばいとなっております。

	<p>ます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>市町村特別給付について、65歳以上の方(第1号被保険者)だけではなく、40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)も使えると良いと思います。以前は、第2号被保険者も対象となっていました。</p>
梅津次長	<p>市町村特別給付については、基本的には第1号保険者の保険料でまかなうこととなっているため、サービスの提供についても第1号保険者を対象としています。</p>
鈴木副会長	<p>保険給付費の推移の中で、居宅介護サービス費の増加率が11.42%と大きいですが、これは通常の伸び率でしょうか。特別な事情があったのですか。</p>
梅津次長	<p>令和4年度はコロナの影響で、介護サービスについても控える傾向があったと思われます。令和5年度は、コロナが5類に移行されたこともあり、介護サービスを受ける人数も通常に戻ったこと、また、第1号被保険者の対象者が増加したことに伴い、認定される人数も増加となり、サービス利用者も増加したと認識しています。</p>
鈴木副会長	<p>介護予防サービス費の増加率が大きい理由は何ですか。</p>

梅津次長	<p>和光市の被保険者の中で要支援1・2の方が特に増えていることに伴い、介護予防サービスを使っている方が増加している状況となっています。</p>
菅野会長	<p>ほかにご質問はございませんか。それでは、採決を行います。諮問事項1「令和5年度和光市介護保険事業の決算等について」、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>〈承認〉</p> <p>次に進みます。諮問事項2について、事務局から説明をお願いします。</p>
酒巻統括主査	<p>【諮問事項2】</p> <p>地域包括支援センターにおける人員配置基準等の扱いの変更についてご説明します。</p> <p>当該変更の目的として、増加する高齢者数と比例して増加する要支援者、要介護者への適切な介護サービスの提供を行い、もって高齢者福祉の増進に資するために、全国的に介護人材が不足しているという点も踏まえて、地域包括支援センターにおける人員の配置基準等の扱いの変更を行うものです。</p> <p>本日も審議いただく項目は2項目を予定しておりましたが、項目2の「和光市北第二地域包括支援センターに1名事務員を増員することについて」は見送ることとなりました。理由といたしまして、増員のために必要となる人件費分の費用を9月定例会において上程する予定とし、10月から人員を増員する方向で9月補正について財政課と調整を行っておりましたが、市が進める様々な事業について総合的に判断したところ、9月補正から見送られることとなったため、今回の審議も見送らせていただくこととなりました。</p>

増員を検討していた和光市北第二地域包括支援センターが属する地域においては、高齢者の増加に伴う事務量の増加により、事業所の運営がひっ迫した状態にあるため、事務員を1人増員し事務を適正化することは必要と考えていることから来年度当初予算に予算計上を行いたいと考えております。年明けの次年度予算に係る運営協議会にて、改めて、説明させていただきます。

項目1の1「専門職の配置について、常勤換算方法による配置とすることについて」説明いたします。

地域包括支援センターの職員配置については、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、専門職である3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置を原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意したうえで、柔軟な職員配置を進める必要があります。

市内各包括からは、専門職の確保が難しいという声が担当課に頻繁に届いているところです。職員の不測の休職、離職またはライフステージによる一時的な休職は避けられるものではなく、欠員が発生した場合に備え、代替の専門職を補充するために柔軟な職員配置が行えるよう備えておく必要があると考えております。必要とされる職員配置は表1のとおりです。

次に、変更する配置基準について説明します。専門職の配置基準を常勤換算方法により確保するという基準に変更することを考えております。常勤及び常勤換算方法の考え方について説明してまいります。

図1については、1週間の勤務時間の合計が40時間としている事務所の場合を想定しています。この場合常勤とは、週40時間勤務する人のことを指します。ここでは、専門職のうち保健師を例にして図化してありますが、社会福祉士、介護主任専門員でも同じ考え方になります。現在の基準では1人の保健師が週

40 時間勤務することが条件となります。

次に変更案をご覧ください。こちらは常勤換算方法により職員を確保する場合を説明しています。この場合は、複数の職員勤務時間の合算が 40 時間になっています。合算することにより週 40 時間に達することで基準がクリアされています。これが、常勤換算方法というものです。

常勤職員であった専門職員が何らかの理由により休職等をした場合、その代替えとして、現在は 1 人で条件を満たす人員を採用する必要があります。しかしながら、介護人材不足が社会課題となっている中、なかなか人材が見つからないということが現状です。一方、専門職の資格を持ちながら、様々な事情によりフルタイムで働くことが難しい方もいらっしゃいます。このような方を採用し、多様な働き方を受け入れつつ、基準を満たし、持続可能な事業運営を可能とする形に変更することを考えております。

このような人員基準を変更した場合、業務の適切性をどのように確保していくかについて説明します。変更後の勤務形態のように、断片的な勤務形態となった際、これまでと同様に介護の質を担保できるのかという疑義への対応について説明します。

和光市では、各地域包括支援センターと表 2 に掲げる会議体を通じ、様々な課題に対する体制を構築し、業務がより適切に行われるよう、これまでも取り組んでまいりました。今後も、継続して取り組み、適切な業務運営がなされ、より良い介護サービスの展開に資するよう取り組んでまいります。また、これらのタイミングにかかわらず、随時、指定基準などに関する相談を受け付け、柔軟に対応できる体制としています。変更後も各センターと連絡を密にし、介護保険事業の適切な運営を図っていただくパートナーとしても前進できるよう取

	<p>り組んでまいります。以上のことから、専門職の配置について、常勤換算方法による配置とすることについて、ご審議をお願いいたします。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。</p> <p>常勤換算方式による配置が当たり前となっている現在、質を担保するために、常勤職員が指導できる配慮が必要だと考えますが、いかがでしょうか。</p>
酒巻統括主査	<p>和光市では、定期的開催する会議体に加え、地域包括支援センターの方と密に連絡をとっており、お困りごとや相談等を受け付けています。和光市ならではの柔軟に対応する体制の中で、質を担保していきたいと考えております。</p>
山口委員	<p>ケアマネの人材が足りておらず、他市のケアマネが和光市民のケアプランを立てることも多々ある状況です。今年度から東京都においてケアマネに補助金が出るようになったことから、和光市のケアマネが東京に流出してしまう事例がありました。今後も、同様のことが起こる可能性があると思いますので、和光市でも補助金を検討していただけたらと思います。</p>
梅津次長	<p>お話があったとおり、介護人材の確保は厳しい状況です。特に和光市は、東京都に隣接していることで、東京都の施策に伴いさらに厳しい状況となっております。この場で補助金の返答はできませんが、人材確保に向けた取組については、課内でも検討し、皆様の支援ができるように取り組んでまいりたいと考えています。</p>

菅野会長	<p>単価が高い地域に人材が流れてしまい、単価を上乗せしたとしてもそれだけでは人材不足の解決には至らないと思います。和光市には、どのぐらいのケアマネがいらっしゃるのですか。</p>
山口委員	<p>20人ぐらいです。</p>
菅野会長	<p>働いていないケアマネの掘り起こしも必要となってきますね。委員の皆様におかれましては、お知り合いの方等がいらっしゃれば、ぜひご紹介いただきたいと思います。ほかにご質問はございませんか。</p> <p>それでは、採決を行います。諮問事項2「地域包括支援センターにおける人員の配置基準等の扱いの変更について」、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>〈承認〉</p> <p>次に進みます。諮問事項3について、事務局から説明をお願いします。</p>
島津統括主査	<p>【諮問事項3】</p> <p>令和6年度和光市介護保険特別会計補正予算（案）についてご説明します。</p> <p>9月議会に提出する予定の補正予算額は、1億6,993万6千円、補正後の予算総額は49億5,928万7千円となっております。2ページと3ページは、今回の補正予算の該当科目の一覧です。2ページに歳入、3ページに歳出を載せています。表の節の欄に、カタカナで「ア」から「ス」を振っておりますので、この項目ごとに説明いたします。</p> <p>歳入の上から、「ア 介護給付費負担金」「イ 調整交付金」「ウ 介護給付費交</p>

付金」「エ 介護給付費負担金」「オ 介護給付費繰入金」については、歳出の「ケ 高額介護等予防サービス費給付」の増額に伴う、法定負担割合分の増加になります。「ケ 高額介護等予防サービス費給付」については後ほどご説明いたします。

4 ページ、歳入の「カ 低所得者軽減負担金繰入金」については、令和 5 年度低所得者軽減負担金の確定に伴い、追加交付分を一般会計から繰り入れるものです。介護保険料の第 1 号保険料について、所得が低い層に対する保険料を軽減した場合、軽減分については国が 1/2、県が 1/4、市が 1/4 を負担します。この国と県の負担分が低所得者軽減負担金です。令和 5 年度の保険料の軽減対象者は 4,609 名、軽減額の合計は 5,310 万 5,760 円となりました。これにより、国と県の負担分が確定し、精算の結果、国負担分に 161 万 5,325 円、県負担分に 80 万 7,663 円の不足額が生じたため、こちらを追加交付請求分として補正予算に計上しております。

歳入の「キ 地域支援事業繰入金」については、諮問事項 2 で説明しましたとおり、今回の補正予算から削除された項目になりますので、説明を省略いたします。

歳出の「ク その他繰越金」については、令和 5 年度の決算額の確定にともない、歳計剰余金が確定したため、増額補正するものとなります。令和 5 年度の決算額は、歳入が 46 億 8,551 万 3,316 円、歳出が 45 億 1,821 万 9,539 円でした。その差額の 1 億 6,729 万 3,777 円を令和 6 年度に繰り入れるため、増額補正するものです。

5 ページ歳出の「ケ 高額介護等予防サービス費給付」については、給付額が見込みよりも増加し、当初予算では不足することが見込まれるため、増額補正

するものです。高額介護等予防サービス費給付には2種類の給付があります。一つ目「高額介護予防サービス費」は、要支援1と2の介護予防サービスを利用されている方で、1か月に支払った利用者負担の合計が限度額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。二つ目「高額医療合算介護予防サービス費」は、要支援1と2の介護予防サービスを利用されている方で、医療保険と介護保険における1年間の自己負担額の合算額が高額な場合に、自己負担額を軽減する制度です。それぞれ当初予算を11万6,000円と計上していましたが、予想を上回る支出があり、今後の支出を見込んだ結果、不足分の解消と今後の支出に対応するため、増額補正するものです。

6ページ「サ 介護給付費準備基金積立」については、今回の9月補正予算の歳入の増額補正分は基金に積立てを行い、歳出の増額補正分は財源として基金からの取崩しが発生します。積立て分は、低所得者軽減負担金繰入金分が242万3千円、その他繰越金分が1億6,729万2千円になります。取崩し分は、高額介護等予防サービス費給付分が7万9千円、一般会計繰出金分が2,389万9千円、償還金分が4,193万3千円となります。積立てと取崩しの差引合計額、1億380万4千円を基金に積み立てるため、増額補正を行います。

6ページ下の表について、基金の令和5年度末時点の保有額は2億2,803万円です。今回の9月補正予算後の保有額は、2億7,235万円となる予定です。7ページ歳出の「シ 一般会計繰出金」については、令和5年度決算額の確定に伴い、一般会計から介護保険特別会計への繰入金について精算を行うものです。繰入金の種類ごとに説明いたします。上から、介護給付費と地域支援事業費の市負担分は、介護給付と地域支援事業について法で決められた市の負担分を一般会計から繰り入れるものです。低所得者軽減負担金の繰入金ですが、歳入の

「カ 低所得者軽減負担金繰入金」で説明させていただいた低所得者軽減負担金の国と県の負担分は、一般会計の歳入となります。その分を介護保険特別会計に繰り入れるものです。次の事務費繰入金は、介護保険事業にかかる事務等の総務費の全額について、一般会計から繰り入れるものです。社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業費繰入金は、総事業費の25%を一般会計から繰り入れるものです。こちらについては、昨年度の9月補正予算作成後に、令和4年度の実績に修正があり、昨年度の補正予算に反映していない分があったため、その分についても今年度補正予算に計上しております。その他一般会計繰入金は、市町村特別給付費の25%を一般会計から繰り入れるものです。

以上の一般会計からの繰入金の精算の結果、合計2,389万9,865円を一般会計へ返還する必要があるため、歳出額を補正いたします。

8ページ、歳出「ス 償還金」については、令和5年度介護給付費負担金、地域支援事業費交付金及び埼玉県介護保険事業費補助金の実績額確定にともない、国、県及び支払基金へ精算額を返還するために増額補正するものです。実績額の詳細については、表をご確認いただき、詳細については説明を省略させていただきます。介護給付費負担金は、国・県・支払基金へ合わせて合計3,328万8,919円の返還、地域支援事業交付金については同様に856万3,128円の返還、埼玉県介護保険事業費補助金については県へ8万1,000円の返還が生じ、合計4,193万3,047円の返還のため、増額補正しております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
低所得者軽減負担金について、現在までの推移はいかかですか。

梅津次長	年々対象者が増加していることに伴い、所得段階の1段階2段階3段階に該当する方も同様に増加していると認識しております。
菅野会長	人口の増え方との比較はいかがでしょうか。
梅津次長	和光市の人口の伸び率よりも、介護保険が適用される方の人口の伸び率の方が高いと認識しております。
菅野会長	ほかにご質問はございませんか。それでは、採決を行います。諮問事項3「令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(案)について」、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。
	〈承認〉
	次に進みます。諮問事項4について、事務局から説明をお願いします。
梅津次長	【諮問事項4】
	資料4-1「紙おむつ助成要綱改正」についてご説明します。
	本事業は、和光市紙おむつ等購入費助成要綱をもとに市町村特別給付として展開しているものです。1ページ目の上段「現在の対象者」について、実際に助成している対象者は、要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者であることを絶対条件とし、居宅サービスを受けている者、市内のグループホーム、地域密着型特定施設、サービス付き高齢者向け住宅を含む有料老人ホームに入居している者、市外のサービス付き高齢者住宅を含む有料老人ホームに入居し

ている者で配送先が市内にある者となっております。

2 ページ目、現在運用している要綱の第 2 条で、「助成の対象者」の定義をしております。ここで規定している対象者は、同じく要支援・要介護認定を受けている第 1 号被保険者であることを絶対条件に、かっこ書きで「病院等に入院している者を除く。」と記載しております。しかし、これまではこの要綱が拡大解釈され、有料老人ホームや市外の有料老人ホームに入居している者、市外に在住する第 1 号被保険者も対象としておりました。この状況を改め、今後の新規申請者については本来の要綱どおりにすることに加え、本事業の実施は高齢者の見守りの目的を含むものであることから、市内に在住する者に限ることといたします。なお、現在の要綱ですでに市が助成をしている対象者につきましては、経過措置として従前の対応といたします。また、これまで本人への認定通知等の様式が整備されておりましたので、この度の要綱改正に併せて新たな規定を設けております。これらの要件を加えた改正要綱は、10 月 1 日からの施行を考えております。「紙おむつ助成要綱改正」についての説明は以上です

古屋主任

資料 4-2「和光市介護保険利用料助成事業の要綱改正について」ご説明いたします。

この事業は、介護保険サービスを受ける利用者の経済的な負担軽減を行う目的で、平成 19 年に要綱が制定されました。現在も、和光市独自の事業として継続して実施しております。この事業の要綱を改正する経緯としては、高齢者の人口が伸び、介護サービス利用者の増加が見込まれている中で、事業の持続可能性を確保するため、また、長寿あんしん課の他の事業との整合性を図るため、対象者の見直しを行うこととなりました。また、対象者に分かりやすい事業を

目指すため、事業の運用実態と合わせた要綱の整備を行うこととなりました。

主な改正内容のご説明をします。第1条「目的」は、事業対象の明確化をするため、助成の対象がA型に限ることを加えます。第2条「対象者」は、長寿あんしん課内の他の助成事業においては、対象者を市町村民税世帯非課税者としており、課内の整合性を図るため、改正後は介護保険料所得段階1段階（被保護者除く）、2段階、3段階の方が対象になります。2ページ、新第3条「対象利用料」は、対象利用料を明確化するため、対象の利用料について、申請日の属する月以降に助成認定者が受けた介護保険サービスに係るもの（介護保険サービスを受けた日が請求日の属する月の2年前の同月前のものを除く。）と加えます。新第4条「助成額」は、第2条の対象者の変更に合わせるとともに、助成額の1円未満の端数は切り捨てることについて加えます。新第5条「助成の認定申請」の改正内容は、審査の方法等を明確化するため、助成認定にかかる審査の方法等を加えます。新第6条「申請事項変更の届出」、新第7条「請求」は、運用実態に合わせ、申請事項の変更、利用料の額について、公簿等で確認が可能となることを加えます。また、改正内容に合わせ、様式変更を行います。

施行時期は今年10月1日を予定しています。周知方法としては、対象者には郵送による通知、市内包括支援センターの職員の方及び居宅介護支援事業者にはメールでの周知を検討しております。

事業のさらなる周知を行い、経済的な負担軽減を真に必要とする対象者に、より支援が行き届くよう、事業の利用を促すことに努めてまいります。

3ページ、長寿あんしん課が行っている事業として、グループホーム等入居家賃助成事業、高齢者支援住宅家賃助成事業がありますが、これらの事業の要綱

	<p>についても、課内で整合性を図るため、改正を予定しております。この要綱も施行は10月1日を予定しており、対象者、包括支援センター職員、介護支援専門員等に通知を行う予定です。これら3つの要綱は、法令の担当課と調整しているところであり、資料内容から変わることがあります。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
菅野会長	<p>事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。現段階で介護費を圧迫しているようには感じませんが、対象者が限定されたのには何か理由があるのでしょうか。</p>
梅津次長	<p>今回、要綱等を含め事業全体の見直しをする中で、本来要綱に基づいて助成すべきところ、拡大解釈をし、本来対象とならない方も含まれてしまっていることが分かりました。市が事業を行う際には、要綱等に基づき行うことが原則となります。要綱等に基づき、適正に運営する必要がある中で、今回の見直しを行っております。既に助成を受けている方については、経過措置という形で従前の対応といたします。今後につきましては、適正な運営に努めてまいります。</p>
菅野会長	<p>私も紙おむつ使用についての診断書を書くことがありますが、和光市在住かどうかまでは確認していません。今まで対象とならないケースが多々あったのでしょうか。</p>
梅津次長	<p>要綱の規定に基づけば対象とならない方が100名以上いらっしゃる状況です。</p>

菅野会長	医療サイドや市サイドでも、よく理解していなかったのでしょうか。
山口委員	ご自宅は和光市にあって、サ高住だったり有料老人ホームだったりにおむつを持って行ったことは多々ありました。毎日必要なものなので、助成があるとありがたいかったです。今支援を受けている方が、施設等を移動して対象外になる場合の周知はされるのでしょうか。
梅津次長	現在支援を受けている方については、こういった施設に移動された場合は対象外となる旨をきちんと説明していきたいと考えています。
山口委員	その時になって混乱しないよう、事前に説明があると良いと思います。また、現在対象ではない第2号被保険者についても、別の要綱で和光市の助成ができたら良いと思います。
菅野会長	周知していただくことと同時に、その方が居住されている地域で同じようなサービスがあるかといったところまで踏み込んで、利用者さんに説明していただきたいと思います。
梅津次長	移動先の自治体の状況にもよりますが、できる限り対応していきたいと考えております。
鈴木副会長	保険利用料助成について、今回対象から外される第4段階の方はどのぐらいいらっしゃるのですか。

梅津次長	ひと月あたりの支給対象者は5人程度となります。
菅野会長	<p>ほかにご質問はございませんか。それでは、採決を行います。諮問事項4「事業対象者等の見直し及び明確化について」、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>〈承認〉</p> <p>次に進みます。諮問事項5について、事務局から説明をお願いします。</p>
梅津次長	<p>【諮問事項5】</p> <p>資料5「一般介護予防事業の見直し」についてご説明します。</p> <p>現在、和光市では、うえるかむ事業10か所、その他5事業の全15事業を一般介護予防事業として位置づけ、実施しています。この度、各事業の質の向上、安定的な事業継続を目指し、見直しを考えております。これらの事業について、各事業の参加率、一人当たりにかかる費用などの実績及び地域包括支援センターに行ったアンケート結果を踏まえ、15事業のうちの4事業について、形態変更を検討しております。</p> <p>対象となる事業は「うえるかむ事業オアシス和光」、「うえるかむ事業ひかりのさと」、「喫茶サロン」、「あくていびていあっぷ講座」の4つです。</p> <p>各事業の実施形態の変更について説明いたします。「うえるかむ事業オアシス和光」については、定員に対する出席率が低迷していることが主な要因となっております。また、地域包括支援センター職員へのアンケート回答からは、送迎の調整がうまくできないなど連携に苦慮する声が挙げられています。今後は、</p>

通所 A 事業としての支援充実を目指し、事業所とともに検討を進めていきたいと考えております。「うえるかむ事業ひかりのさと」については、出席率の低迷に加え、ひとり 1 回あたりの費用が高価であること、またセンター職員へのアンケート回答からは、同じうえるかむ事業を展開するリーシェガーデン和光との距離が近く有効活用ができていないという声があがっており、これらの理由から、廃止を検討しております。「あくていびていあつぷ講座」については、期間限定の事業であることや会場の広さの関係から利用者が少なく、一人当たりには要する金額が高価であり、費用対効果の観点から形態の変更を考えております。当該事業者においては、通所 C 事業で同様の内容を実施しており、今後はこちらの実施期間を拡大する等の方向で検討を進めてまいります。「喫茶サロン」については、食・栄養に特化した内容の事業で、まちかど健康相談室のスタッフが本町小学校内の福祉交流室を利用して実施しているものです。現在 1 か所での運営のため遠方の方が参加しにくいこと等から、今後はまちかど健康相談室の出張事業としてなど、市内全域での実施を事業者と調整してまいりたいと考えております。一般介護予防事業の見直しについての説明は以上です。説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

菅野会長

事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。利用者が少ないということですが、利用されている方がいらっしゃることは間違いないので、廃止となりがちになる方もいらっしゃるかもしれません。丁寧にフォローしていただきたいと思います。ほかにご質問はございませんか。それでは、採決を行います。諮問事項 5「事一般介護予防事業の見直し」、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〈承認〉

次に進みます。報告事項6について、事務局から説明をお願いします。

川口主幹

【報告事項6】

資料6-1について、令和6年度に入り、介護サービス事業所の廃止・開始等がございましたので報告いたします。

事業継承につきまして、白子1丁目にあるサ高住「イリーゼ和光」が、運営状況を踏まえ、事業の撤退となりました。市としても事業の継続をお願いしていたところではありますが、事業継承という形で、令和6年6月1日より、「和光ガーデン」がサ高住として事業を開始しています。このサ高住は、定期巡回と居宅介護支援事業所が併設されており、撤退に伴いそれぞれ廃止となりました。新たな事業所に対し、定期巡回も実施できないか要望もしましたが、ノウハウがないということで、訪問介護・訪問看護を併設した事業所としての開始となりました。なお、継承時の5月末には、サ高住に12人の和光の方が在住されておりましたが、別の施設で受け入れていただいたり、現在の場所にそのまま継続して入居されている状況です。また、定期巡回は地域密着型サービスでございますが、基盤整備につきましては、今後の市全体の利用状況を踏まえ、第10期の計画策定時に他の基盤整備とあわせて、検討したいと考えております

菅野会長

サービスの低下等、利用者の方に迷惑がかからないよう、ご指導をお願いします。

川口主幹	新しい事業者としっかり連携し、対応してまいります。
梅津次長	4 閉会 長時間、多数の諮問事項についてご審議いただきまして、ありがとうございました。 それでは、令和6年度第1回和光市介護保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
	議事録署名人
	岩崎 郁人
	議事録署名人
	八木沢 直子